

廃第1261号-3
令和8年2月3日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号 株式会社ジャパנקリーン（代表取締役 杉澤 養康） （法人番号2370001008565）
許可の番号	第01200009062号
処分の年月日	令和8年2月3日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社ジャパנקリーンは、法第14条の3の2第1項第5号（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定によって群馬県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可、産業廃棄物処分業の許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた者であり、同取消処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に同社役員であった者は、同取消処分がされたときに法第7条第5項第4号ホに該当した。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号ニ（同号イ（法第7条第5項第4号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第3号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第1262号-3
令和8年2月3日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	群馬県前橋市富士見町石井1659番地4 株式会社エコ・ディスタンス（代表取締役 杉澤 養康） （法人番号2070001026985）
許可の番号	第01200166200号
処分の年月日	令和8年2月3日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社エコ・ディスタンスの役員は、群馬県知事から法第14条の3の2第1項第5号（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可、産業廃棄物処分業の許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた法人の同取消処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内の役員であることから、同取消処分がされたときに法第7条第5項第4号ホに該当した。 このことにより、株式会社エコ・ディスタンスは、法第14条第5項第2号ニ（同号イ（法第7条第5項第4号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第3号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第1263号-3
令和8年2月3日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	東京都葛飾区お花茶屋一丁目7番4号 株式会社永利建設工業（代表取締役 江田 敬子） （法人番号1030002043290）
許可の番号	第01200194365号
処分の年月日	令和8年2月3日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社永利建設工業は、同社の役員であった者が役員在任中に懲役刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684